

「江田島市消防団応援の店」事業所の登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、消防団員の確保と地域防災力の向上を目的として行う、江田島市消防団員（以下「団員」という。）に対する優遇サービスを提供する江田島市消防団応援の店事業所（以下「消防団応援の店」という。）の登録等に関し、必要な事項について定めるものとする。

(登録)

第2条 団員に対し優遇サービスを提供しようとする者は、江田島市商工会（以下「商工会」という。）を経由し、江田島市消防団長（以下、「団長」という。）に申し込むものとする。

2 商工会を経由し優遇サービスを申し込んだ者は、サービスの内容について、団長と調整するものとする。

3 商工会未加入事業所で、団員に対し優遇サービスを提供しようとする者は、「江田島市消防団応援の店」事業所登録申込書(様式第1号)により、団長に申し込むものとする。

(表示証の交付)

第3条 団長は、消防団応援の店の登録を行ったときは、消防団応援の店表示証（様式第2号。以下「表示証」という。）を申込者に対し交付するものとする。

(表示証の表示)

第4条 消防団応援の店は、次に掲げる場所等に表示証を表示することができる。

(1) 消防団応援の店内の見やすい場所

(2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、フリーペーパー、インターネット等により行う映像その他の広告

(消防団員証の提示)

第5条 団員は、消防団応援の店からサービス等の提供を受けようとするときは、消防団員証（様式第3号）を提示しなければならない。

(消防団応援の店の公表)

第6条 団長は、消防団応援の店の名称等を、本市のホームページ等により公表することができる。

(登録の取消し)

第7条 団長は、消防団応援の店が事業を廃止したとき、偽りその他不正な手段により表示証の交付を受けたとき、又は消防団応援の店としての登録が適当でないとき、当該登録を取り消すことができる。

2 前項の規定により登録を取り消された事業所は、速やかに表示証を団長へ返還又は破棄しなければならない。

(登録の辞退)

第8条 消防団応援の店は、団員に対する優遇サービスの提供を停止しようとするときは、団長にその旨を連絡しなければならない。

(遵守事項)

第9条 団員は、消防団応援の店において優遇措置を受けようとする場合は、次に掲げる事項について遵守しなければならない。

- (1) 団員証を不正に使用し、又は他人に貸与し、若しくは譲渡しないこと。
- (2) 優遇措置以外のサービスについて強要しないこと。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、団長が定める。

附則

この要綱は、平成25年12月1日から施行する。